

政令第 号

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年十二月一日とする。

理由

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。